

北九州市耐震改修促進計画の改定について

1. 北九州市耐震改修促進計画とは

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、既存建築物の耐震改修等を総合的かつ計画的に促進することを目的に、上位計画である福岡県耐震改修促進計画を踏まえ、平成 21 年 3 月に北九州市耐震改修促進計画を策定した。

計画期間は、平成 21 年度から平成 27 年度まで。

2. 改定の理由

- 平成 25 年 5 月 29 日に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、改正耐震改修促進法が公布、同年 11 月 25 日に施行されたこと。
- 現在、県において、本市計画の上位計画である、福岡県耐震改修促進計画の改定が行われていること。
- 平成 27 年度で、本市計画の計画期間が終了するが、平成 28 年度以降も引き続き、既存建築物の地震に対する安全性の向上を総合的かつ計画的に促進する必要があること。

3. 検討体制（別紙 1）

学識経験者、建築関係団体等の専門家からなる計画改定の検討会を設置し、これまで 2 回開催（8 月、10 月）。3 月に最終回となる 3 回目を開催予定。

また、検討会に先立ち、関係部局との連携及び意思統一を図るため、庁内検討会を設置し、7 月、10 月に 2 回開催。

4. 検討会での主な意見

【基本方針及び耐震化を促進するための施策について】

目標達成に向けた耐震化の基本方針及び耐震化を促進するための施策については、基本的に見直しの必要はないが、

「市民の建築物の耐震化に対する意識・関心が低いと思われる。」

「補助制度等が十分に周知されていないのではないか。」

との意見があり、耐震化の必要性の普及啓発及び補助制度等の情報提供に重点を置く必要がある。

【耐震化の目標値について】

地域の実情を考慮し、上位計画となる福岡県耐震改修促進計画における耐震化の目標値に合わせるのが適当である。

※福岡県の目標値：平成37年度末までに95%（予定）

5. 今後の取り組み

今後は、平成28年2月5日～3月4日にかけてパブリックコメントを実施し、平成28年4月に北九州市耐震改修促進計画を策定予定。

■北九州市耐震改修促進計画の改定に係る検討会名簿

役職	所属	氏名
座長	九州大学名誉教授 (福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会 委員長)	崎野 健治
副座長	北九州建築設計監理協会会長 (株)西部交通建築事務所代表取締役)	久保 直
	(公社)福岡県建築士会北九州地域会 (福山ミツエ一級建築士事務所所長)	福山 ミツエ
	(一社)福岡県建築士事務所協会北九州支部長 (株)AEA設計室代表取締役)	林 カツ子
	(公社)日本建築家協会九州支部北福岡地域会 (株)豊川設計事務所代表取締役社長)	豊川 裕子
	(一社)日本建築構造技術者協会九州支部北九州地区会幹事 (株)松尾設計)	牛尾 忠信
	総務省消防庁消防団員確保アドバイザー (八幡東消防団副団長)	内村 美由紀

■北九州市耐震改修促進計画の改定に係る庁内検討会名簿

所属・役職
危機管理室危機管理課防災企画担当課長
財政局財政部財政課長
建設局道路部道路計画課長
教育委員会事務局総務部施設課耐震工事担当課長
建築都市局都市マネジメント政策室次長
建築都市局住宅部住宅計画課長
建築都市局住宅部住宅整備課長
建築都市局建築部建築課耐震・施設保全担当課長
建築都市局指導部建築指導課長

■北九州市耐震改修促進計画（改定素案）の概要

1. 計画の目的

地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、既存建築物の耐震改修等を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づいて策定するものであり、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえ、「福岡県耐震改修促進計画」や「北九州市地域防災計画」等との整合を図るものとする。

また、北九州市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策の方向性を示す計画として位置づける。

3. 計画の期間

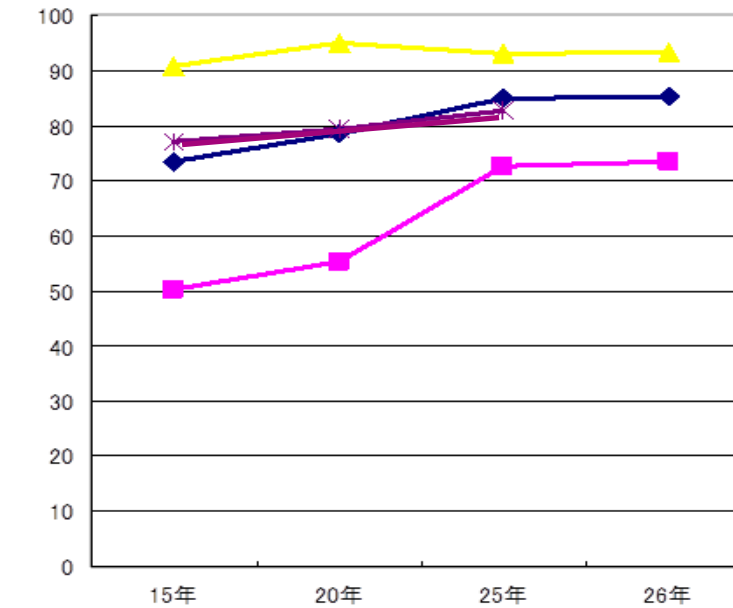
平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とし、必要に応じ適宜見直す。

4. 耐震化の基本方針

- 住宅・建築物の所有者自らが積極的に耐震化に努めることを基本とする
- 本市は耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う

5. 耐震化率の推移

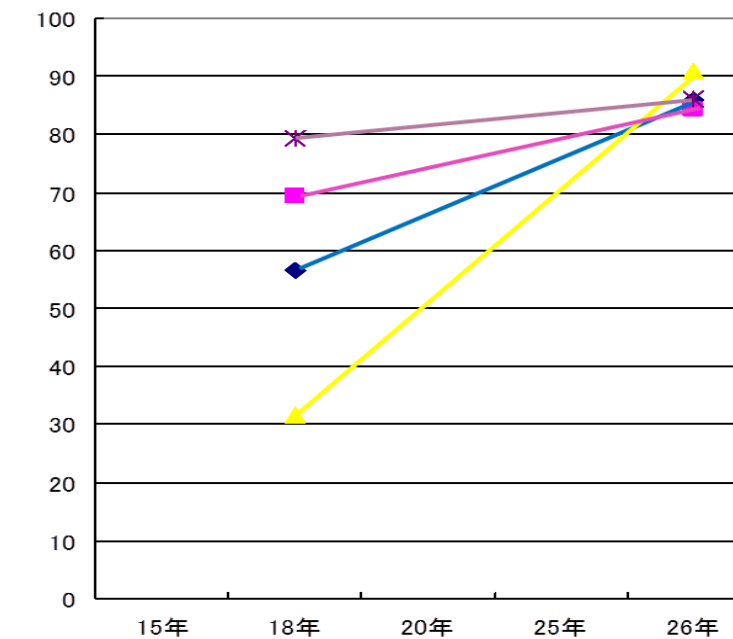
【住宅】



		H15	H20	H25	H26
北九州市	木造戸建て住宅	50.3%	55.3%	72.6%	73.4%
	共同住宅	90.9%	95.0%	93.0%	93.3%
	計	73.6%	78.6%	84.8%	85.2%
福岡県		77.2%	79.2%	82.8%	-

◆北九州市全体 ■木造戸建て住宅 ▲共同住宅等 *福岡県

【特定既存耐震不適格建築物】



		H18	H26
北九州市	民間他 [※]	69.4%	84.3%
	市有	31.6%	90.8%
	計	56.5%	85.9%
福岡県		79.3%	86.0%

※民間他：市有以外の公共施設を含む

◆北九州市全体 ■民間他建築物 ▲市有建築物 *福岡県

6. 耐震化の目標値

当初計画
平成27年度末
住宅・特定既存耐震不適格建築物
の耐震化率90%

改定後
平成37年度末
住宅・特定既存耐震不適格建築物
の耐震化率95%

7. 建築物の耐震化を促進するための施策

□ : 主な追加施策

■ : 重点的に行う施策

施策の柱	項目	内容
建築物の耐震化への取り組み	(1) 住宅の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 住宅所有者が自らできる簡易耐震診断の活用を周知し、耐震化の促進を図る 住宅の耐震改修工事等の補助により所有者へ支援を行う 耐震診断アドバイザー制度の活用による耐震診断の実施と耐震改修への誘導を行う 関係機関と連携し、耐震化によるメリットの活用により耐震化の促進を図る リフォームの機会を捉えた耐震化の促進を図る 住まいの安全・耐震に関する相談体制の充実を図る
	(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 特定既存耐震不適格建築物に対する適切な指導等を実施する 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果を公表する 要緊急安全確認大規模建築物を優先し耐震化の促進を図る 関係機関と連携し、耐震化によるメリットの活用により耐震化の促進を図る 耐震診断・耐震改修工事等への補助による所有者への支援を行う 定期報告制度を活用した建築物の安全対策、耐震化に向けた指導を行う 防災拠点建築物や避難路沿道建築物を優先し耐震化の促進を図る
	(3) 市有建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 市有建築物の計画的な耐震化の促進を図る
	(4) 法律による耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進法における耐震改修計画認定制度、耐震性の表示制度、マンション等の耐震改修を行う決議要件の緩和制度の周知、活用により耐震化の促進を図る マンション建替え円滑化法における耐震性不足のマンション建替えの際の容積率緩和の特例の周知、活用により耐震化の促進を図る
耐震改修促進のための普及・啓発	(1) 防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等を掲載した「北九州市防災ガイドブック」を活用し、防災意識の高揚を図る 教員向けの指導書「北九州市防災教育プログラム」を活用した普及啓発を行う 地震の揺れを体験し、災害を身近に感じることができる「地震体験車」を活用し、防災意識の高揚を図る 地域防災計画における基本方針である「自助」「共助」「公助」による防災対策の促進を図る 県ホームページによる防災情報の提供、携帯電話のメール機能を活用した防災情報の配信システムを周知し、活用を促す
	(2) 耐震改修促進に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、普及啓発リーフレット、耐震関連制度の紹介リーフレットなどにより耐震改修促進に関する情報の提供を行う 耐震改修セミナー、防災関連イベントなどを開催し、情報の提供を行う
	(3) 研修等による人材の確保と活用	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断アドバイザーや専門的なアドバイスを行える技術者の養成・確保に県と連携し、取り組む 市内の工務店や建築士を対象に地域に根ざした専門的技術者の養成に県と連携し、取り組む
耐震改修促進に向けた指導等	(1) 法に基づく適切な指導・助言等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進法や建築基準法に基づく適切な指導等を行う
その他の施策	(1) 建築物の総合的な安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ブロック塀の倒壊防止のため、所有者等への適切な維持管理の啓発や指導等を行う 建築物の窓ガラスの耐震対策について、所有者等へ適切な維持管理の啓発や指導等を行う 天井の脱落防止対策について、所有者等へ適切な維持管理の啓発や指導等を行う エレベーター等の地震時の安全対策について、所有者等へ啓発や指導等を行う 防災査察やパトロールなどを関係機関と協力して実施し、所有者へ安全対策と適切な維持管理の啓発や指導等を行う 老朽危険家屋の所有者等へ適切な維持管理の指導等を行う 補助等を利用した危険な空き家等の除却の促進を図る 土砂災害特別警戒区域からの住宅の移転の促進を図る 液状化に関する情報提供により普及啓発を図る